

至急

幡東參防第三七號

防空警報地區区分追加及「サイレン」(警戒警報傳達信號)
再吹鳴ニ關スル件(通牒)

昭和二十年二月二十二日 東部軍管區參謀長

樞密院庶務課長殿

首題ノ件ニ關シ左記通定メラレ昭和二十年三月一日零時ヨリ實
施スルニ付依命及通牒候也

追テ貴所管官署ニ徹底セシメ萬遺漏ナキ様取計ハレ度尚本件通
牒先別紙通ニ付申添候

左記

12

一 昭和二十年二月八日東軍參防第一八號ヲ以テ通牒セシ別紙第一ニ
備考トシテ又別紙第二備考ニトシテ夫々左ノ通追加ス

關東地區ニ在リテハ空襲警報ヲ各都縣毎ニ發令スルコトアリ此ノ
場合各地區名ハ各都縣ノ名稱ヲ冠ス例ヘバ「東京地區」「神奈川
地區」等ト稱呼ス

本警報ノ發令同解除發令官並ニ傳達官ハ各地區共東部軍
管區司令官トス

二 警戒警報發令期間長期ニ且ル場合敵少數機ノ來襲ニ際シ注
意ヲ喚起スル爲警戒警報發令地區区分毎ニ「サイレン」(警戒警報
傳達信號)ヲ再吹鳴セシムルコトアリ此ノ際軍管區司令官ヨリ
所要警報傳達先ニ某地區警戒警報「サイレン」吹鳴ト指示ス

めくれず

裏面白紙

別紙

幡東參防第三七號通牒光 (陸軍部隊以外)

宮内省、内閣、樞密院、内務省、外務省、大藏省、司法省、文部省、軍務省、
 農商省、逓通省、大取置省、厚生省、貴族院、衆議院、會計検査院、行政裁判所、
 内閣情報局、防空總本部、海務院、警視廳、東京府、相模川縣、千葉縣、埼玉縣、
 山梨縣、茨城縣、栃木縣、群馬縣、長野縣、新潟縣、靜岡縣、中央氣象台、東京、
 仙台、新潟、名古屋各鐵道局、東京、仙台、新潟、名古屋各遞信局、東京中電、航空局、
 燈台局、横浜海運局、日本放送協會、日本放送電、関東配電各株式會社、
 海軍省、軍令部、預鎮、舞鎮

13

書記官

昭和二十年二月十五日

情

局

書記官

通知

當局關於審判別表ノ通知及通知

理事官

秘書課

庶務課

會計課

7
18
6

15+

同盟 外信世二號 二十年二月十三日

◎三國の協力を強調

モスクワ十二日發同盟 共産黨機關紙プラウダは十一日紙上において三頭會談に關し次の通り述べてゐる

米英ソ三國首會談の重要性は既に各國によつて認められてゐるテヘラン會談以來十
四ヶ月國際間の軍事的政治的情勢は急速に
變化してしまつた今日においては最終的並
に完全な勝利は近い將來のことでありヒト
ラー支配下のドイツは回復し難い軍事上政
治上の不幸に遭遇するに至つた、偉大な民
主々強國の直面する主要な且つ決定的な
任務はドイツを完全に破ると共に同盟
各國と相携へて永続的平和の確固たる基礎
をおくことである、ドイツの指導者はいま
なほ反強國の統一の勢をいれさせ作戦上の
努力を妨害しようとしてゐらゆる手段を講
じ續けてゐるのである